

中国が、日本国籍を有する人に対し、30日以内の観光、商用などを目的とした中国への短期滞在をノービザで認めて早半年が経過した。その結果、中国へ渡航する出張者や旅行者が増加していることは間違いない事実である。

もっとも初めてもしくは久しぶりに中国に来る方にとってはいろいろ不安なことがあると思われる。そこで今回は中国へのお出張者や旅行者が知っておきたいいくつかのサービスや注意事項についてまとめてご紹介したい。

第1 決済方法について

1 現金の取扱い

中国はキャッシュレス社会である。現金での支払は一応可能ではあるもののあまりおススメできない。なぜなら①現金が使えない場合もある、②現金が使用できてもおつりがなと言われる、多めに支払う羽目になる場合がある、③おつりとして偽札をつかまされるリスクがあるからである。

2 クレジットカードが使える場所は限定的

一部のホテルや外国人向けの施設ではクレジットカードが使えることが多いが、ローカルのお店やタクシー等ではクレジットカードを利用できないことが多い。

それでも最近、上海の地下鉄の改札機にクレジットカードをかざして乗車できるようになった。これは出張者や旅行者の利便性を考えてのことであろうと思われる。

3 中国における2大決済システム

中国における2大決済システムは、①We Chat Payと②Alipayである。これらを利用するためには、それぞれのアプリを予めダウン

ロードしておく必要がある。以前は出張者や旅行者がこれらのアプリの決済機能を利用することができなかったが、クレジットカードと連携できるようになったため非常に便利になった。

例えばWe Chat Payでは、「自分サービス・ウォレット」の中にあるカードという項目にクレジットカード情報を入れることにより、We Chat Payでの決済ができるようになる。Alipayについても「Account-Bank Card」の項目にクレジットカード情報を入力することにより使用できるようになる。

このどちらかをインストールしておけば、中国国内での決済に困ることはほとんどなくなるといえるだろう。

第2 移動手段について

1 タクシー

中国のタクシー代金は日本に比べると安い。空港から市内に移動する際もタクシーを使うと便利である。空港では多くのタクシーが列をなしているの順番に乗って目的地に移動することが可能です。しかし街中においてはいわゆる流しのタクシーを捕まえることはほとんどできなくなり、いわゆるタクシーアプリを利用する必要がある。有名なタクシーアプリとしては、DiDi（滴滴）や美团打车などがある。いずれも英語表記があるため利用しやすいが、乗車場所がわかりにくい場合にはタクシードライバーから電話がかかってくることもある。したがって乗車場所は分かりやすいホテルやビルの前がお勧めである。なおこれらのアプリではタクシー以外の乗用車（UBERのようなサービス）も呼ぶことができる。

2 高鉄

中国国内の移動には高速鉄道（高鉄）と呼ばれる新幹線が便利である。C-Tripと呼ばれるアプリなどで予約が可能であるが、中国では高鉄の利用に身分証（パスポート）が必要である。チケットの購入時にパスポート番号を入れる必要があるが、パスポートを持参すればそのままパスポートを改札にかざして乗車ができるため便利である。

3 飛行機

飛行機の利用にも身分証（パスポート）が必要である。こちらはカウンターや自動チェックイン機にてパスポートを提示しチケットをもらう必要がある（オンラインで搭乗券を取得することもできる）。

第3 その他気を付けるべきこと

1 日本人をターゲットにした詐欺

最近よく報告されているのが、日本語を勉強しているという人に声をかけられ、一緒に入店した飲食店で高額な料金を請求されるケースである。夜のバーに限らず昼に営業している茶館等に連れていかれる場合があるため注意が必要である。

本当に親切で声をかけてきてくれるなど旅先で現地の方と交流する楽しみにもあるため、線引きは非常に難しいが、お店を指定さ

れるような場合などはきっちりと断った方がよいだろうと思われる。

2 パスポートの携帯義務

中国に滞在している外国人は常にパスポートを携帯することが義務付けられている。公安からパスポートを見せるよう要求されることもあり、仮に携帯していなかった場合には、警告、500元以下の罰金などに科される可能性がある。なおパスポートを紛失すると、大使館や領事館で再発行するまで中国から出国できなくなるなど大変な事態に陥るため、くれぐれも携帯時の紛失、盗難には注意が必要である。

3 大使館情報の活用

在中国日本大使館は旅行者や出張者向けにホームページで注意喚起を行っている。渡航前に目を通しておくことで未然にトラブルを防止することができるため有効活用されたい。

以上

ⁱ https://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/joho120220_j.htm

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。